建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果をご報告いたします。

認定第 1号 平成24年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について 本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 6号 平成24年度岩国市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成24年度岩国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 平成24年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て

認定第 9号 平成24年度岩国市周東食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 13号 平成24年度岩国市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 14号 平成24年度岩国市小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 16号 平成24年度岩国市水道事業会計決算の認定について

認定第 17号 平成24年度岩国市工業用水道事業会計決算の認定について

以上8件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 92号 平成25年度岩国市一般会計補正予算(第1号)

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 96号 平成25年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 97号 平成25年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 98号 平成25年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第101号 平成25年度岩国市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第104号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第105号 岩国市単独定住住宅条例の一部を改正する条例

議案第107号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について

議案第108号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定(その2)の締結について

議案第109号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定(その3)の締結について

議案第110号 不動産の取得について

以上10議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況につきまして、御報告申し上げます。

「認定第1号 平成24年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の再編関連特別事業費の愛宕山まちづくり基盤整備事業費に関し、委員中から、「愛宕山まちづくり区域照明施設設置工事によるLED照明86基の設置場所及び今後の電気代の負担者」について質疑があり、

当局から、「国道188号から岩国医療センターに向かう県道沿いに76基を設置し、岩国医療センターに向かう交差点から同センターの職員駐車場に向かう市道沿い等に10基を設置している。

今後においても電気代は市が負担する予定である」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「県道に建てるのであれば、県が設置すべきと考えるが、市民からの要望があれば、県がやるべき事業も、市が実施していくという方針を市として今後もとると理解してよいか」との質疑があり、当局から、「土地の所有者や施設の管理者が市ではないところで市の事業を実施する場合はあるが、こうした事業を一概に市が実施していくということではなく、あくまで事業の必要性、趣旨や内容に応じて、お互いの協議の上で役割を分担し、事業を実施していく」との答弁がありました。

次に、土木費の幹線道路対策費に関し、委員中から、「岩国大竹道路の山手トンネルに関する状況」につい

て質疑があり、当局から、「山手トンネルについては、地元の協議会等から、反対の署名簿等が提出され、未だにトンネルの計画についてご理解はいただいていない。

最近の状況については、9月17日に、国・県・市及び地元の協議会の代表者との4者で協議をし、 岩国大竹道路の重要性等について説明し、理解を求めている。

今後も市が先頭に立って、地元の方々の不安が払拭できるよう努めていくとともに、国に対しては、官民一体となった要望活動を展開していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、土木費の住宅管理費に関し、委員中から、「市営住宅における上・下水道等のインフラ整備」について質疑があり、当局から、「井戸水を給水している住宅については、年に1回水質検査をし、適正な管理に努めている。下水道本管への繋ぎ込みや水洗化等については、今後、長寿命化計画や統合計画に基づいて整備していきたい」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、「認定第6号 平成24年度岩国市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査におきまして、討論において、一部委員から、「簡易水道事業による水源の確保の必要性については理解しているが、平瀬ダム建設については、自然破壊につながるということで反対の立場をとっており、平瀬ダム負担金を支出していることから反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、「議案第110号 不動産の取得について」の審査におきまして、委員中より、「多目的広場・防災センター整備事業用地の取得については、整備内容が決まっているが、周辺緑地等整備事業用地の取得については、利用価値のない法面部分であり、県から市に押し付けられた緑地ではないか。

市としては、今後、自然環境を守り維持管理につとめると理解してよいか」との質疑があり、当局より、「今回の周辺緑地等の取得は、まちづくり区域を形成するための法面や調整池であり、周辺地域との調和を図り、多目的広場・防災センター整備事業用地と一体的に管理するためになされるものであり、決して県からの押し付けというわけではない。また、維持管理については、当面、拠点整備推進課で対応していきたい」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。 以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。